

障害者雇用状況の集計結果

【業務統計】

【実施機関】

厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課

【概要】

障害者雇用促進法に基づき、厚生労働省が障害者の雇用義務のある民間企業や公的機関などに対し、6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について求めた報告を集計したものである。毎年、11月頃に発表される。

【主な集計事項】

雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合が、民間企業については企業規模別、産業別に、また国・地方公共団体の機関、独立行政法人の別に示される。

(平成28年11月更新)